



KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016年度】税法科目免除 VOL.12

河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイドス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にして下さい！

研究計画書の内容をレベルアップ

15 回の基本講習が終わり、いよいよ、直前講習に入ります。多くの参考文献を読み、既に研究計画書が出来上がっている方もいらっしゃるでしょう。

参考にされた論文（判例評釈）では、筆者の感じる問題意識をもとに分析や解説が進められています。研究計画書はそれらの意見のまとめを作ることがまずは目的になっているかもしれません。しかし、取り上げた問題意識が参考文献から借用されたものではなく、自分自身の個性を反映したものとすることが次のレベルになります。今回は、そんな「内容のレベルアップ」について、考えていきたいと思います。

● 自分にとっての研究の動機、出願の動機

入試の選考の過程では、研究計画書の内容に匹敵するぐらい、研究の動機、出願の動機が重要になります。なぜこのテーマなのか、なぜ大学院に行こうとしたのか、なぜこの大学院なのかの各動機が厳しい修論作成に耐えうる資質として考えているようです。

「なぜ、“私が”、この問題（テーマ）を解決することが必要なのか」、そして、「なぜ、“今”だと考えるのか」という視点にいかにか合理的に説明できているかポイントになるように思います。単に、著名な教授が「重要だと」いっているということでは、あなたが研究テーマにする必然性は弱いかもしれません。

「そうなのか、そういう関係があってこれをテーマに選んだのか」といわれるような理由を「過去」の自分の経験から、「現在」直面している状況から、「未来」に思い描く自分の将来像からなど、それぞれの視点で検討してみてください。

法令の適用までの流れ

1. 事実の確定

2. 法令の発見または検認

3. 発見または検認した法令の適用

● 法令解釈と立法の趣旨

大学院に入って税法の研究、特に法令解釈について研究することになります。皆さんはすでに、文理解釈以外に、目的論的解釈があることをご存じだと思います。では、結論に不満があるからといって、簡単に解釈の変更が許されるのでしょうか。

法令の適用には、「**事実の確定**」「**法令の発見または検認**」「**発見または検認した法令の適用**」の3つの段階を必要とすると考えられています。そして、「ある具体的な事件に対して、ある具体的な法令を適用できるかどうか、その法令の効力、法文の意味あるいは趣旨等をときあかすこと」（林修三『法令解釈の常識』7頁（日本評論社、第2版、1975））が**法令解釈**となります。

3つの段階を経て、その確定された事実の元、適法されるべき法令を素直に文理解釈した場合に得られる結果では、**妥当な結論**を導かない時には、目的論的解釈（拡張解釈、縮小解釈、変更解釈、反対解釈、類推解釈、もちろん解釈など）を検討していくことになります。ところが、研究を始めたばかりで、「妥当な結論」であるのかという判断をするのはとても難しいことだと思います。その際に重要になるのが、**立法者の意思**や**法律の目的**です。判例評釈の中にもよく立法の趣旨（あるいは、改正の趣旨）として紹介されていますが、自分でその趣旨を調べてみることも重要です。研究計画書の結論として、なぜ、この判決が妥当あるいは妥当ではないと考えるのか。まずは、この視点から検討してください。口頭試問などでは、自分で原典に当たったことが、大きな自信にもなりますので、できるだけ試みてください。次に、具体的な調査方法を紹介します。

● 立法の背景を調べる方法

1. コンメンタール、逐条解説

まずは、コンメンタールあるいは逐条解説を見てみましょう。税法ごとに武田昌輔監修『DHC コンメンタール』（第一法規）、および、基本通達逐条解説（大蔵財務協会）が出版されています。

2. 古い文献の収集：近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>

著作権（著者の死後50年）の切れた文献を国立国会図書館が、デジタルデータとして公開しています。多くの税法は、明治時代まで創設の時期をさかのぼれますが、それらの税法の解説書（税法注解）などを無料で閲覧・ダウンロードすることができます。

3. 古い文献の収集：遠隔地からの資料の取得方法

立法の沿革を調べていると、古い文献などで取得困難なものにも出会います。

（1） 国立国会図書館

まずは、日本国内のすべての出版物を収集・保存している「国立国会図書館」で検索しましょう。資料のコピーは郵送でご自宅まで送ってもらうことが可能です。事前登録が必要ですが、進学後も役立ちますので、良ければ、登録しておいてください。

① 資料検索。 国立国会図書館蔵書検索 NDL-OPAC

<https://ndlopac.ndl.go.jp/>

② 登録後、コピーの請求。国立国会図書館 遠隔複写サービス(要事前登録)

<http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy3.html> 利用料：

24円/枚＋送料150円＋消費税



（2） 全国の大学図書館

近くの図書館で取得できない文献の場合、大学図書館で検索してみましょう。私立、国公立を問わず、多くの大学図書館は学外の方の利用を認めています。また、その図書館に収蔵していない場合に

は、その図書館を通して、他の図書館からコピーを取得することが可能ですので、利用方法、料金などをカウンターでご相談ください。

4. いしかわまりこほか 『リーガルリサーチ』（日本評論社、第4版、2012）

<http://www007.upp.so-net.ne.jp/shirabekata/>

法律の設立経緯の調べ方など、法律についての調査方法を丁寧に紹介した本です。各種委員会の議事録の収集など、インターネットを使つての調査法の紹介が大半です。上記のホームページでも詳しく説明していますので、一度、のぞいてみてください。



● 「まとめ」を丁寧に

研究計画書は将来の指導教官に読んでいただくものです。当然、教えていただく方に対してわかりやすく書くことが望まれます。まず、「はじめに」などの部分に動機とともに、研究全体のまとめと結論を書き、本文で解説を加えた後、さらに「おわりに」などの結論部分に改めてまとめを書いて読みやすい努力をしましょう。

「次の信号、貸方！」

税理士の受験生だったころO原の簿記の先生が、同僚の先生の運転で車を走らせていたそうです。ある交差点に差し掛かった時、助手席にいた先生が、「次の信号、貸方！」と叫んだそうです。同じく簿記の先生だった運転手は迷うことなく、右折したそうです。。簿記以外の先生だったら危なかったかもしれないですね。



反省をもとにしています。(^^;)

職業病には、この話のように、笑ってばかりもいられない話もあるようです。法学の研究を2年間もしていると、話し方が小難しくなりがちです。できればこんな話し方は、仕事上にとどめて、家族にも嫌われないように注意しましょう。(自らの